IFRS Sustainability

IFRS S2号における気候レジリエンス及び気候関連のシナリオ分析に関する要求事項

このプレゼンテーションで示されている見解は発表者のものであり、必ずしもIFRS財団、国際会計基準審議会（IASB）又は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の見解ではありません。
著作権 © 2026 IFRS 財団　不許複製・禁無断転載

始める前に

ISSB基準及び関連資料は、当財団のウェブサイト（ifrs.org）に掲載されている。

本文書は、IFRS基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加したり又は変更したりするものではない。本文書は、我々の基準に対する利害関係者の理解を支援するために開発されたものである。本文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、国際サステナビリティ基準審議会又はIFRS財団の見解を反映するものではない。本文書は、専門的な又は投資に関する助言として依拠されるべきではない。

IFRS S2号における要求事項の適用の例示

本ウェブキャストにおける例示は、仮定を示しており、企業がIFRS S2号における要求事項のいくつかをどのように適用する場合があるかを説明し例示しているが、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものではない。それぞれの設例における分析は、要求事項を適用できる唯一の方法を示すことを意図したものではなく、設例は、例示した特定の産業のみに適用されることを意図しているわけでもない。当該設例は例示であり、意図的に簡単な事実パターンを用いている。設例の側面によっては実際の事実パターンに存在する場合があるものの、企業は、IFRS S2号を適用するにあたり、特定の事実パターンのすべての関連する事実及び具体的な状況を評価することが必要となる。

ウェブキャストの概要

1 **気候レジリエンス**に関する情報の開示

2 気候レジリエンスを評価するための
気候関連の**シナリオ分析**（以下「シナリオ分析」という。）の使用

気候レジリエンスに関する情報の開示

気候レジリエンスに関する開示要求

IFRS S2号は、企業に対して、企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮したうえで、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを投資者[1]が理解できるようにする情報を開示することを要求している（IFRS S2号第22項）。

気候レジリエンス（IFRS S2号の付録A）

- 気候関連の変化、進展又は不確実性に対して調整する企業の能力（capacity）
- 気候関連のリスクを管理し、気候関連の機会から便益を享受する能力（capacity）（気候関連の移行リスク及び気候関連の物理的リスクに対応し、適応する能力（ability）を含む。）
- 気候関連の変化、進展及び不確実性に対する戦略上のレジリエンス及び事業上のレジリエンスの両方を含む。

1 「投資者」という用語は、一般目的財務報告書の主要な利用者であって現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者を表すのに本文書では用いられている。

企業の気候レジリエンスの評価に関して要求されている情報

企業の戦略及びビジネス・モデルに対する企業の評価の影響（implications）（企業の評価において識別された影響（effects）に、どのように対応する必要があるかを含む。）

当該評価において考慮された重大な（significant）不確実性の領域

気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり、企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力（capacity）。これには、次の事項を含む。

- 当該評価において識別された影響（effects）に対応するための、企業の金融資源の利用可能性及び柔軟性
- 既存の資産を再配置、再利用、性能向上（upgrade）又は廃止する企業の能力（ability）
- 気候レジリエンスのための気候関連の緩和、適応及び機会に対する、企業の現在の及び計画されている投資の影響（effects）

例示1―気候レジリエンスに関する情報の開示

A社は、山火事が発生しやすい地域における活動に対するエクスポージャーを有する損害保険会社である。当社は企業自身の気候レジリエンスを評価している。企業の気候レジリエンスの評価を開示するにあたり、当社は、次の事項を含む情報を開示する場合がある。

- 気候関連の物理的リスクの影響（effects）が自社の損害保険ビジネスにどのように影響を与える（affect）場合があるかに対する企業の評価の影響（implications）、また、その影響（effects）を緩和するために採った行動（特定の地域における活動に対するエクスポージャーの限定など）
- 気候関連の物理的リスクの影響（effects）の過小見積り又は過大見積りをもたらす場合がある、企業の定量的なモデル化における重大な（significant）見積りの不確実性（山火事の頻度を高い確実性で予測できないことなど）
- 企業の戦略及びビジネス・モデルを調整又は適応する企業の能力（capacity）（自社の損害保険ビジネスへの影響（effects）を緩和するために再保険をより多く使用することなど）

気候レジリエンスの評価

IFRS S2号は、企業に対して、企業自身の状況に見合ったアプローチを用いて、企業自身の気候レジリエンスを評価するためにシナリオ分析を用いることを要求している（IFRS S2号第22項及びB1項からB18項）。

シナリオ分析

企業の気候レジリエンスの評価に情報をもたらすための、不確実性のある状況のもとで、将来の事象の結果（outcomes）の考えられる範囲を識別し、評価するためのプロセス

気候レジリエンスの評価

企業の戦略及びビジネス・モデル、並びに企業の調整又は適応する能力（capacity）に対するシナリオ分析の影響（implications）に関する経営者の評価

気候レジリエンスに関する開示

- 報告日時点における企業の気候レジリエンスの評価
- どのように、また、いつ、シナリオ分析を実施したのか

気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の使用

気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の使用

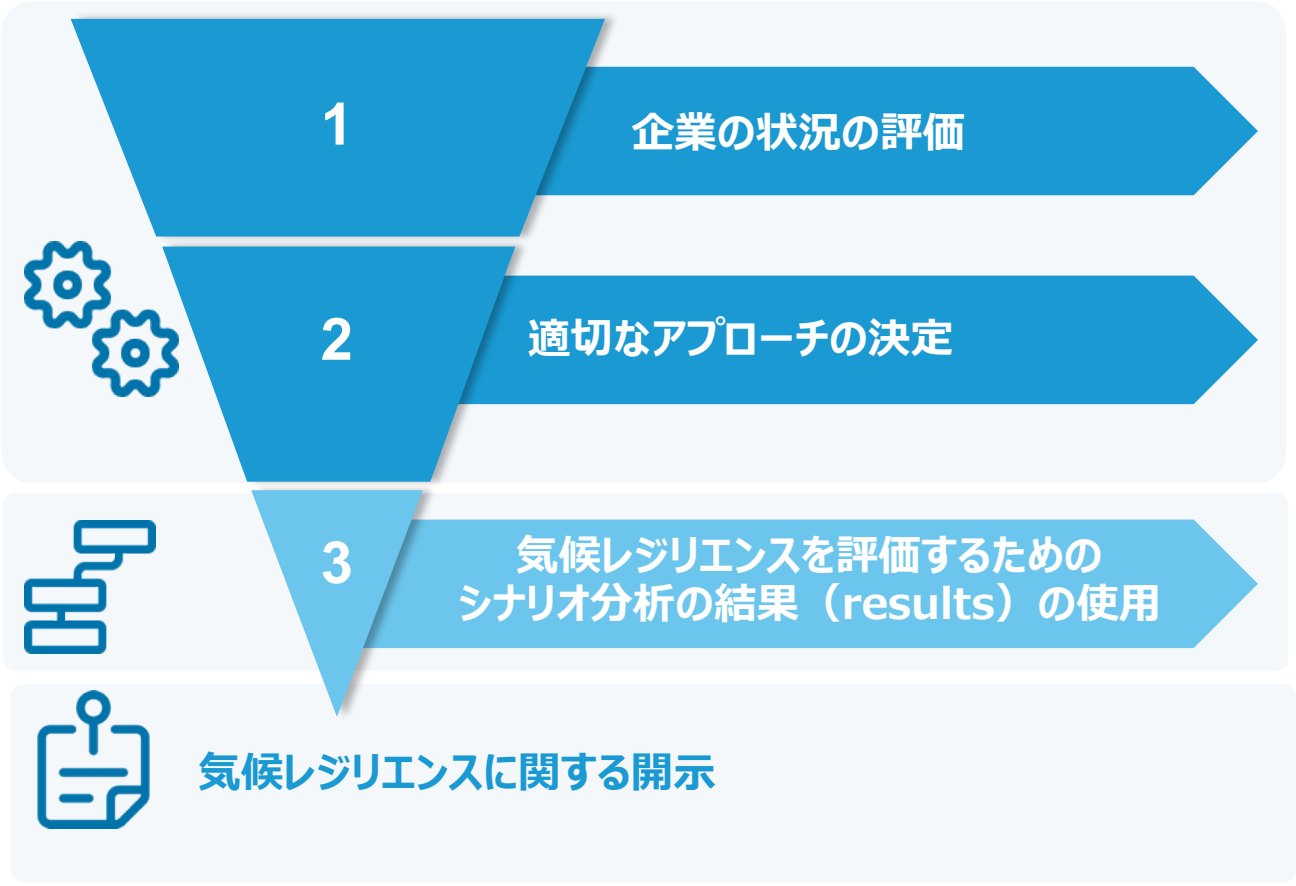

IFRS S2号には、気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の使用に関する適用ガイダンスが含まれている。

適用ガイダンスは、企業に対して、次のようなシナリオ分析に対するアプローチを用いることを要求している。

- 企業自身の状況に見合っている。
- 報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができる。

IFRS S2号B1項からB18項の適用ガイダンスは、TCFDが公表した文書（「技術的補足文書：気候関連のリスク及び機会の開示におけるシナリオ分析の利用（2017年）」並びに「非金融会社のためのシナリオ分析に関するガイダンス（2020年）」を含む。）に概説されている実務の範囲を利用している。

企業の状況の評価

1 IFRS S2号B2項からB7項は、企業に対して、企業自身の状況に見合ったシナリオ分析に対するアプローチを用いることを要求している。企業の状況を評価するために、企業は、次の事項を考慮しなければならない。

気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー

他のすべての条件が同じであれば、気候関連のリスク又は機会に対するエクスポージャーが大きい企業ほど、より技術的に洗練された形のシナリオ分析が正当化されると判断する可能性が高くなる。

企業の気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーを考慮することによって、企業は、より技術的に洗練された形のシナリオ分析が、企業自身及び投資家にとって、より大きな便益をもたらすことになるかどうかをより良く評価することができる。

企業（内部及び外部）が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源

反復的な学習プロセスを通じて、企業がシナリオ分析を繰り返すに従い、時間の経過とともに企業のスキル及び能力（capabilities）を開発し、企業のアプローチを強化する可能性が高い。企業はまた、資源が利用可能である場合、必要なスキル及び能力（capabilities）の取得又は開発に投資することができる。

利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を考慮することによって、企業は、シナリオ分析に対する特定のアプローチによるコスト及び労力をより良く評価することができる。

例示2—企業の状況の評価

	気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャー	利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源	企業の状況の評価
X社 大手エネルギー会社	企業は、企業が事業を営む主要な（key）法域における気候関連の規制の潜在的な変更が、企業の戦略及びビジネス・モデルに影響を与える（affect）可能性があることを識別しているため、高程度のエクスポージャーを有する。	企業の気候レジリエンスを評価するための洗練された定量的なモデル化を実施するためのスキル、能力（capabilities）及び資源を有している。 シナリオ分析の使用は、企業の産業における確立された実務である。	企業の状況は、シナリオ分析に対して高度なアプローチ（定量的なモデル化を含む。）を用いることの潜在的な便益が、潜在的なコスト及び労力を上回ることを示している。
Y社 中規模消費財会社	企業は、気候関連の物理的リスクの影響（effects）が企業の食品のための主要な（key）コモディティの供給を中断させる可能性があることを識別しているため、中程度のエクスポージャーを有する。	洗練された定量的なモデル化を実施するためのスキル、能力（capabilities）及び資源を有していない。企業が自身の気候レジリエンスを評価するためにシナリオ分析を実施するのは初めてである。	企業の状況は、シナリオ分析に対する高度なアプローチの潜在的な便益が潜在的なコスト及び労力を正当化するものではないこと、また、単純なアプローチ（定性的分析に焦点を当てたもの）が企業の状況に見合っていることを示している。

適切なアプローチの決定

2 企業の状況に見合ったものであることに加えて、IFRS S2号B8項からB15項は、企業のシナリオ分析に対するアプローチは、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるものでなければならないことを要求している。そのような決定を行うことには次の事項を伴う。

シナリオ分析に対するインプットの選択

インプットを選択するにあたり、企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報（シナリオ、変数及びその他のインプットを含む。）を考慮しなければならない。

IFRS S2号は、使用するシナリオを定めていないが、企業は、特定のシナリオを用いるための合理的で裏付け可能な基礎を有し、それらが企業の状況に関連性があることを確保しなければならない。

シナリオ分析に対する分析上の選択

企業は、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を企業が考慮することができるように、分析上の選択（例えば、定性的分析を用いるか、定量的なモデル化を用いるか）を優先順位付けしなければならない。多くの場合、定量的情報によって、より頑健な評価を実施することができるようになる。しかし、定性的情報（シナリオの記述を含む。）は、単独でも定量的情報と組み合わせても、合理的で裏付け可能な基礎を提供することもできる。

IFRS S1号：会計基準の要求事項を考慮したうえで可能な限り、財務諸表の作成に用いたものと整合するデータ及び仮定を用いる。

例示3—適切なアプローチの決定

	シナリオ分析のための インプットの選択	シナリオ分析のための 分析上の選択	適切なアプローチの決定
X社 大手 エネルギー 会社	合理的で裏付け可能な基礎を提供する4つの多様なシナリオ（秩序ある移行シナリオと整合したシナリオを含む。）を選択する。これらのシナリオは、一般に利用可能であり、企業の主要な（key）ビジネス活動に気候関連の規制の変化が与える影響（effects）を評価するのに関連性がある。	企業の戦略及びビジネス・モデルに関する識別したリスク及び機会の影響（effects）を評価するために、定性的なシナリオの記述及び定量的なモデル化のいずれも使用する。	X社とY社のいずれも、シナリオ分析に対する自社のアプローチのためのインプット及び分析上の選択によって、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することができると判断している。
Y社 中規模 消費財会社	合理的で裏付け可能な基礎を提供する3つの多様なシナリオ（地域に特化したシナリオを含む。）を選択する。これらのシナリオは、一般に利用可能であり、企業の主要な（key）コモディティの供給に物理的リスクが与える影響（effects）を評価するのに関連性がある。	企業の戦略及びビジネス・モデルに関する識別したリスク及び機会の影響（effects）を評価するために、定性的なシナリオの記述のみを使用する。	

企業の状況に見合ったアプローチ

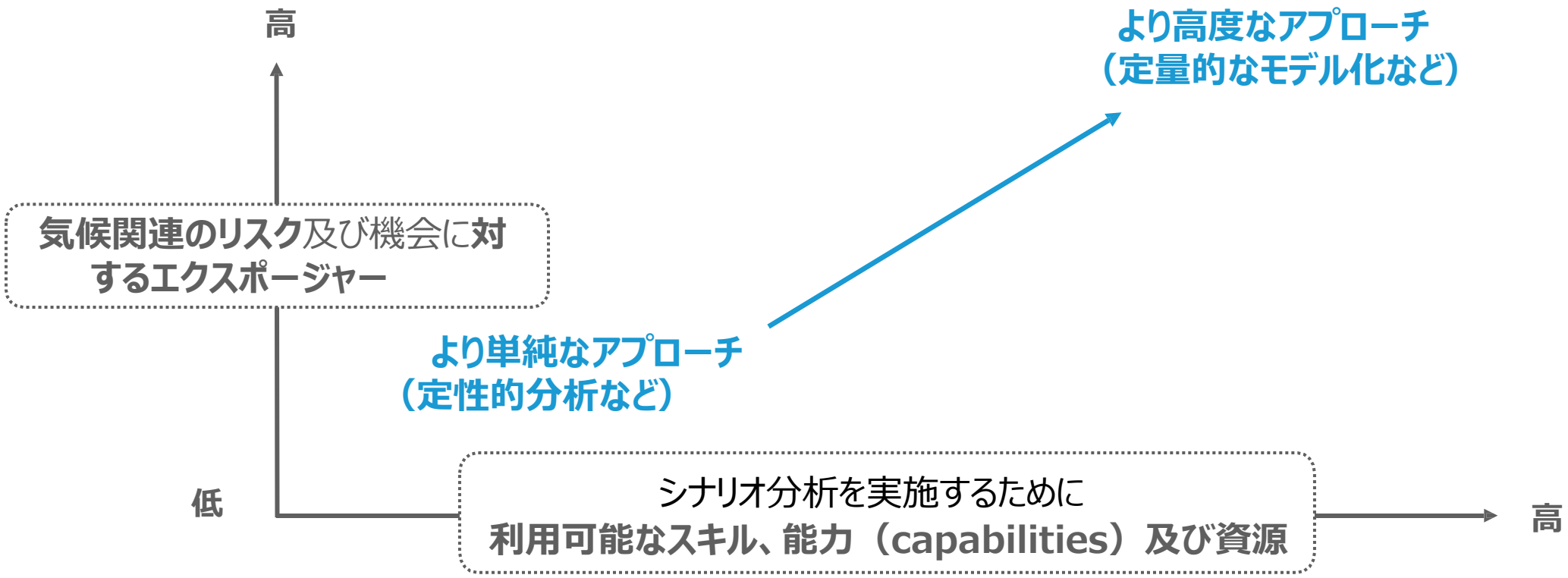

アプローチにかかわらず、企業は、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることができるようにするためのインプット及び分析上の選択を選ばなければならない。企業のアプローチは、時間の経過とともに進化する可能性が高い。

追加の考慮事項

シナリオ分析の頻度（IFRS S2号B3項及びB18項）

IFRS S2号は、企業のシナリオ分析を毎年更新することを企業に要求していないものの、（少なくとも）企業の戦略計画サイクル（例えば、3年から5年ごと）に沿って企業のシナリオ分析を更新し、企業のシナリオ分析を更新するたびに企業の状況を再評価することを企業に要求している。

これとは対照的に、企業は、気候レジリエンスの評価を毎年実施し、シナリオ分析の影響（implications）についての更新された洞察を反映しなければならない。

その他の開示に情報をもたらすためのシナリオ分析の使用

IFRS S2号は、企業に対して、企業の気候レジリエンスを評価するために、シナリオ分析を用いることを要求している。シナリオ分析は他の目的のために使用することは要求されていない。

しかし、シナリオ分析は、IFRS S2号を適用する場合に、その他の開示事項に関する情報をもたらすために用いることができる。例えば、気候関連のリスク及び機会を識別する場合や、予想される（anticipated）財務的影響に関する情報を提供する場合など、IFRS S2号におけるその他の要求事項の適用に情報をもたらすために有用である可能性がある。

気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の結果（results）の使用

3

企業は、自身の気候レジリエンスを評価するために、シナリオ分析の結果（results）を解釈しなければならない。すなわち、企業の戦略及びビジネス・モデル、並びに企業の調整又は適応する能力（capacity）に対するシナリオ分析の影響（implications）を評価しなければならない。

その評価に基づき、企業は、投資者が企業の気候レジリエンスを理解することができる情報を開示しなければならない（スライド6から7参照）。さらに、IFRS S2号第22項(b)は、企業に対して、どのように、また、いつ、シナリオ分析を実施したかについて、次の事項を含む情報を開示することを要求している。

企業が使用したインプットに関する情報

分析において企業が前提とした主要な（key）仮定

シナリオ分析が実施された報告期間

例示4―どのように、また、いつ、シナリオ分析を実施したのかに関する情報

Z社は鉱山会社である。当社は、シナリオ分析を用いて気候レジリエンスを評価した。当社は、実施されたシナリオ分析に関する情報を開示するにあたり、例えば、次の事項を開示する場合がある。

使用したインプットに関する情報。これには、次のようなものがある。

- 企業が分析した気候関連のシナリオ及びそれらの情報源
- シナリオ分析が2030年、2040年及び2050年の時間軸にわたり実施されたという事実

分析において前提とした主要な（key）仮定。これには、次の事項に関する企業の仮定などがある。

- 企業の主要な（key）法域における気候関連の政策
- マクロ経済のトレンド及び技術の進展

シナリオ分析が実施された報告期間に関する情報。これには、報告期間における企業の気候レジリエンスの評価が、企業の戦略計画サイクルに沿って、前期に実施されたシナリオ分析の結果（results）に基づいていたという事実などがある。

重要なポイント

IFRS S2号は、企業に対して、企業の気候レジリエンスの評価を開示し、そのような評価を行う際にシナリオ分析を用いることを要求している。シナリオ分析は、その他の開示に情報をもたらすためにも有用である可能性がある。

IFRS S2号は、企業に対して、企業の状況に見合ったシナリオ分析のアプローチを用いることを要求している。プロポーショナリティのメカニズムが、企業が自身のアプローチを決定することを支援するために、ISSB基準において示されている。

IFRS S2号は、どのシナリオを用いるかを含め、シナリオ分析のためのインプット又は仮定を定めていない。その代わりに、IFRS S2号は、企業に対して、関連性があるシナリオを選択し、シナリオ分析に用いたインプット及び仮定に関する情報を提供することを要求している。

IFRS Sustainability

オンラインでのフォロー

Ifrs.org

@IFRSFoundation

IFRS Foundation

International Sustainability Standards Board